

令和7年度 いじめ・不登校等対策訪問(生徒指導要請訪問)実施要項

1 趣旨

昨今、いじめ・不登校等生徒指導上の諸課題への対応等、複雑かつ多様な課題に対して、法に基づき、組織で関係機関と有機的に連携する等の対応が求められている。いじめについては、いじめ防止対策推進法に基づいた正確な認知と確実な対応が求められている。不登校については、「義務教育段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」や「不登校児童生徒への支援の在り方」(文部科学省通知)等、個々の状況に応じた支援の在り方についての理解と教育機関等との連携が一層求められている。

こういった背景から、教職員の生徒指導力の向上を図るため、本訪問を実施する。

2 目的

各市町教育委員会の要請に基づき、小・中学校・義務教育学校を訪問し、実態を見つめ、よりよい人間関係を育む学級経営や問題行動の未然防止や早期発見・早期解決等に向けた積極的な生徒指導及び学校体制等に関わる指導・助言を行う。

3 内容及び方法

- ・訪問は1校につき原則年間1回とする。(学校の状況に応じて追加等の訪問の相談を可とする)
- ・授業参観等による学習環境及び児童生徒を観察する時間を40分程度位置づける。
- ・研修会、懇談会等は全職員参加でなく、幹部職員等関係者のみの参加でもよい。
- ・研修テーマを明確にした研修会、懇談会とする。

4 日程

- ・原則として半日(午前または午後)、2時間程度とする。
- ・長期休業期間等に実施する校内職員研修の講師として訪問する。

5 提出資料等

- ・指導主事派遣申請書(様式2-2)は、市町教育委員会を通じて前月の20日までに提出する。
- ・研修テーマに応じた「学校の実態、事例」等の配布資料等があれば、事前に岐阜教育事務所担当主事とやり取りをする。

6 日程例

【日程例A】全校教職員対象：校内研修会に担当主事が訪問

時間	内容
14:00～14:20	管理職、生徒指導・教育相談担当者との懇談
14:20～15:00	授業(帰りの会)参観、校内参観
15:20～16:00	全校教職員による校内研修会(組織体制と実情、問題提起等)
16:00～16:20	担当主事による指導・助言

【日程例B】管理職、担当職員対象：教職員研修に担当主事が訪問

時間	内容
9:00～9:20	管理職、生徒指導・教育相談担当者との懇談
9:20～10:20	授業参観、校内参観
10:30～11:00	参加教職員への指導・助言(組織体制と実情、問題提起等)

【日程例C】全校教職員対象：職員研修会の講師として担当主事が訪問

時間	内容
9:00～9:20	管理職、生徒指導・教育相談担当者との懇談
9:20～10:30	講師として職員研修に参加
10:30～11:00	担当主事による指導・助言